

平成 25 年 3 月 1 日

行政評価局調査の実施

＜刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視＞

＜設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視
－国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として－＞

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成 25 年 3 月から実施する上記 2 テーマの計画について公表します。

- 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視
刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策の推進を図る観点から、刑務所出所者等に対する就労支援や住居確保・福祉的な支援のための取組の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視－国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として－
国所管の設立認可法人のうち、国民の利用又は直接の利益の享受を目的としたサービスの提供を行っているもので、補助金の交付等、財務面で、国との関係があるものについて、その運営の健全性及び透明性を確保する観点から、認可等の審査、指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

＜刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視＞

行政評価局農林水産、環境、防衛担当評価監視官室

担当：岡田

電話（直通）：03-5253-5439、F A X：03-5253-5443

＜設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視＞

行政評価局厚生労働等担当評価監視官室

担当：仲里

電話（直通）：03-5253-5453、F A X：03-5253-5457

＜行政評価局調査全般について＞

行政評価局総務課

担当：高橋

電話（直通）：03-5253-5407、F A X：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視

調査の背景

○ 刑務所出所者等の社会復帰支援対策は、犯罪対策閣僚会議の「再犯防止に向けた総合対策」(H24.7)で再犯防止のための重点施策の一つに位置付けられるなど、政府の重要施策の一つ

○ 毎年9,000人程度の保護観察対象者が無職状態で保護観察を終了するなど、刑務所出所者等の就労確保等は依然として極めて厳しい状況
○ 適当な帰住先を持たない者の住居の確保や高齢者・障害者等への福祉的な支援のための取組の充実等も課題

○ 刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策の推進を図る観点から、下記事項を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 刑務所出所者等に対する就労支援の実施状況

- 刑事施設における職業訓練の実施状況、就労に関する指導の実施状況等を調査
- 法務省と厚生労働省が連携して実施している「刑務所出所者等総合的就労支援対策」について、この対策が有効に機能しているか等を調査

2 刑務所出所者等の住居確保・福祉的な支援のための取組の実施状況

- 更生保護施設の運営状況、「緊急的住居確保・自立支援対策」の実施状況等を調査
- 福祉的な支援が必要な高齢者・障害者等に対する「特別調整」について、関係機関(保護観察所、地域生活定着支援センター等)による福祉的な支援への橋渡しは適切に行われているか等を調査

主要調査対象

調査対象機関

法務省、厚生労働省、農林水産省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成25年3月～26年3月(予定)

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視

— 国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として —

調査の背景

○ 民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（以下「設立認可法人」という。）は、その事業の外形上、国民一般の利用等を対象とするもの、特定の業を営む者の利益に資するもの、金融関係の業務を営むもの等、多種多様

○ 行政庁による設立等の認可の審査の実態や、設立認可法人の組織及び業務の運営に対する監督の実施状況については、必ずしも明らかでない

○ 設立認可法人には税制優遇措置、国からの補助金の交付等、財務面で国との関係があるものが多い中で、経営破綻等が発覚。また、一部の法人において会計基準の導入に取組中

○ 国所管の設立認可法人のうち、国民の利用又は直接の利益の享受を目的としたサービスの提供を行っているもので、補助金の交付等、財務面で、国との関係があるものについて、その運営の健全性及び透明性を確保する観点から、認可等の審査、指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 設立認可法人の設立認可等の審査の実施状況

○ 行政庁における設立及び解散に係る認可審査基準の策定状況、それに基づく審査の実施状況を調査

2 指導監督の実施状況

○ 定款、会計基準等に基づく設立認可法人の運営状況、それに対する行政庁の指導監督状況を調査

3 国等からの補助金等の執行状況

○ 設立認可法人における国等からの補助金等の執行状況、それに対する行政庁の指導監督状況を調査

主要調査対象

調査対象機関

文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省

関連調査等対象機関

都道府県、設立認可法人、関係団体等

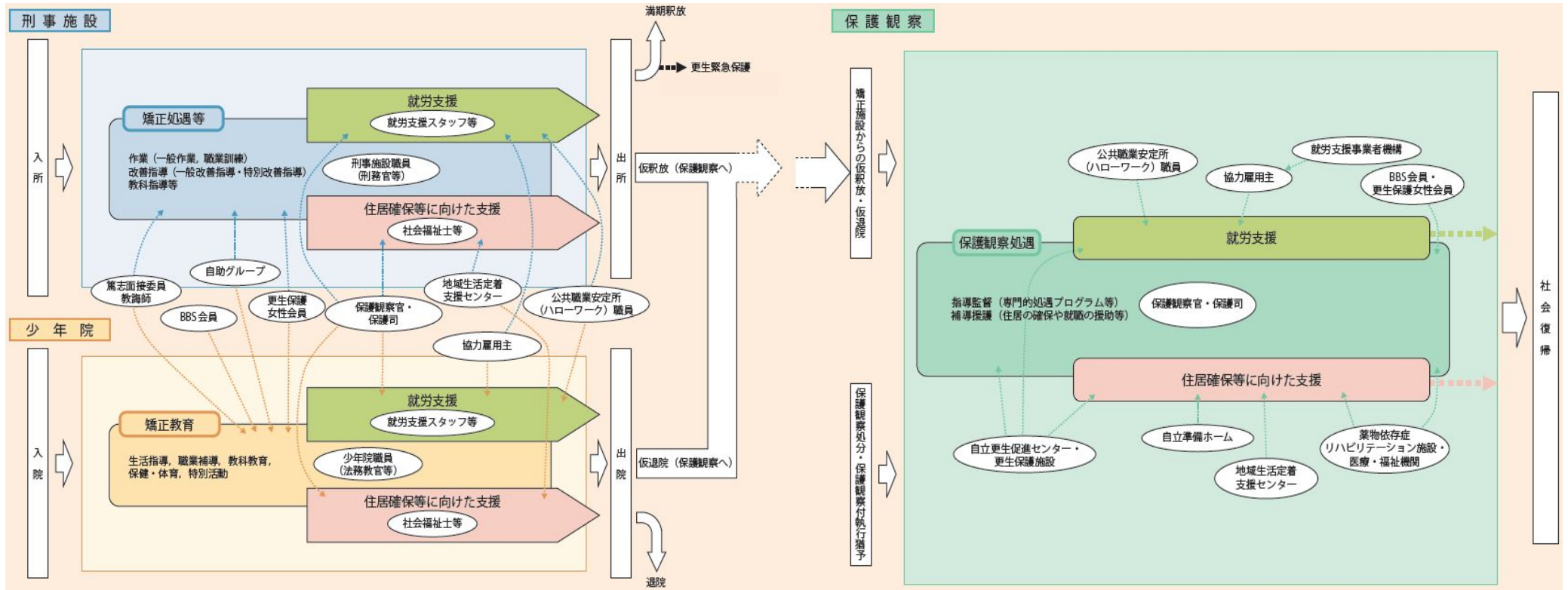
調査実施期間

平成25年3月～26年3月（予定）

参 考 資 料

- 1 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視
..... 1
- 2 設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視—国民一般を
対象としたサービスを提供する法人を中心として—..... 2

就労支援、住居確保等のための取組及び民間協力者等の処遇における位置付け



(注) 法務総合研究所「平成 24 年版犯罪白書」から抜粋した。

(参考)

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視

—国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として—

〈調査対象法人〉

(事業)

1. 国民一般が利用又は
直接の利益を享受する
もの



2. 一定範囲の国民一般
が利用可能なもので、
特定の業に限定されて
いないもの



3. 広く国民一般のため
に生活環境の保全及び
地域の均衡ある発展に
資するもの



(財務面)

税制優遇措置
が講じられ、
かつ、補助金
等が交付され
ており、財務
面で、国との
関係があるもの

(調査対象法人)

- ・ 学校法人
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人

- ・ 国民年金基金
- ・ 厚生年金基金
- ・ 企業年金基金
- ・ 健康保険組合

- ・ 広域臨海環境
整備センター